

第三十一号書式

(配偶者用)	
一時扶助料の請求に関する申立書	
1	刑に処せられたこと等に関する申立て 公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。 ・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 また、私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。 ・ 遺族以外の者の養子となったこと。
2	扶助料等に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。) 私は、$\left\{ \begin{array}{l} (1) \text{ 昭和46年10月1日} \\ (2) \text{ 昭和49年 9月1日} \\ (3) \text{ 昭和50年 8月1日} \end{array} \right\}$において、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受ける権利を有していない。 (注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合 昭和49年 9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合 昭和50年 8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満又は兵の場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名